

厚真町

水	道
簡易水道	

事業経営戦略

団体名：厚真町

事業名：簡易水道事業

策定日：平成 29 年 3 月

計画期間：平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 26 年 11 月 1 日	計画給水人口	4,850 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	非 適	現在給水人口	3,899 人
		有収水量密度	47.240 千 m^3 /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 171.882 千m
	配水池設置数	14 箇所	
施設能力	3,140 m^3 /日		施設利用率 55 %

③ 料金

料金体系の 概要・考え方	水道料金は家事用、営業用、団体用A、団体用B、学校用、大口給水用、船舶給水用A、船舶給水用B及び臨時用の用途別に定めている。 また、メーター使用料をメーターの口径別(13、20、25、40、50、75及び100mm)に徴収している。			
	水道料金表（1か月につき）			
	種別	基本料金		超過料金
		基本水量	基本料金	
	家事用	8 m^3	1,600円	1 m^3 につき 200円
	営業用	15 m^3	3,000円	1 m^3 につき 200円
	団体用A	20 m^3	4,000円	1 m^3 につき 200円
	団体用B	20 m^3	4,600円	1 m^3 につき 230円
	学校用	20 m^3	4,000円	1 m^3 につき 200円
	大口給水用	1,200 m^3	279,000円	1 m^3 につき 230円
船舶給水用A	600 m^3	138,000円	1 m^3 につき 230円	
船舶給水用B	10 m^3	4,000円	1 m^3 につき 400円	
臨時用	10 m^3	4,000円	1 m^3 につき 400円 (税抜き)	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年4月1日			

④ 組織

厚真町の水道事業は建設課の上下水道グループが担っており、主幹1名、主任1名、主事1名の合計3名が水道及び下水道事業を兼務している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 民間活用

浄水・送水・配水施設における、運転管理、監視、点検業務、および水質検査については、委託を行っている。
また、管路の維持管理、計画洗管、水質維持放流、漏水調査、水道料金の検針、収納、滞納整理、窓口業務、給水装置の審査、検査、事業者登録については、直営で業務を行っている。

② 施設の統廃合

施設の統廃合については、③広域化の取り組みにあるように、「旧厚真地区簡易水道」と「旧上厚真地区簡易水道」を統合し、施設の統廃合を図っている。

③ 広域化の取り組み(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)

厚真町における水道事業は「旧厚真地区簡易水道」と「旧上厚真地区簡易水道」の2つの水道事業で構成され、地域住民への給水を行ってきた。
「旧厚真地区簡易水道」においては、既存の計画給水量である1,000m³/日を上回る需要が発生し、配水池の運用や地域への節水協力等により対応をしている状況にあった。
「旧上厚真地区簡易水道」においては、平成15年9月26日に発生した十勝沖地震の際には石油を含む地下水が混入し、3日間、取水を停止する事態に見舞われた。

このような状況の下、効率的な水道事業の運営を実施するために検討を重ねたところ、町内に2つある簡易水道事業を1つの簡易水道事業として統合し、石油採掘跡の影響が懸念される「軽舞川表流水」の代替水源として「厚幌ダム」に原水を得ることが最良であるとの結論に至った。

このため、平成17年度に水道法に基づく変更認可申請(計画給水人口4,850人、計画一日最大給水量3,140m³/日)を行い、平成18年度より事業に着手している。その後、平成19年度に事業再評価を実施し、計画給水人口4,100人、計画一日最大給水量 3,000m³/日に下方修正した。さらに、平成24年度に再度、事業再評価を実施し、計画給水人口4,250人、計画一日最大給水量 2,680m³/日に下方修正した。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

① 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、85%程度を推移しているが、若干上向き傾向が見られる。類似団体の平均値と比較した場合においても高い値を確保している状態である。

給水原価は、類似団体の平均値より若干低い値を示しているが、現在においては適切な値と分析する。

施設利用率は、類似団体の平均値より高い値を示しており、適切な値と分析する。

企業債残高対給水収益比率は、浄水場や配水管路更新事業など新規の事業により増加傾向にあるが、当事業が終了する平成30年度以降は減少していくと思われる。

料金回収率は、100%を下回る値で推移しているが、類似団体の平均値より相当上回っている状態である。

有収率は、類似団体の平均値を高い水準で上回っており、今後さらに有収率を高めるため、漏水対策等を行う。

② 老朽化の状況について

管路更新率は、類似団体の平均値を上回っており、今後も計画的に更新を行う。

③ 全体総括

企業債残高対給水収益が高くなっている傾向にあるため、将来的により大きな経営改革を行っている必要性が考えられる。その他においては、類似団体と比較して健全な経営と分析できる。

経営比較分析表

北海道 厚真町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非通用	水道事業	簡易水道事業	D3
資金不足比率(%)	自己資本増強比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり営業利益(円)
-	該当数値なし	83.07	4,320

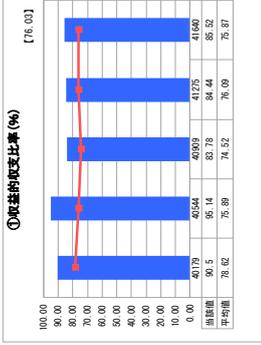
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,711	404.61	11.64
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
3,907	79.00	49.46

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



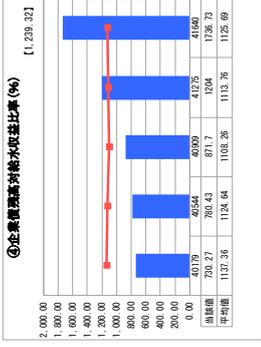
「単年度の収支」



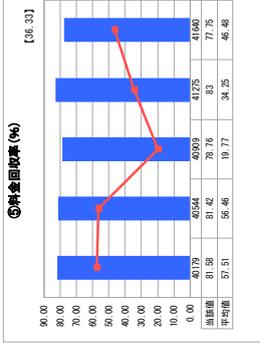
「黒字欠損」



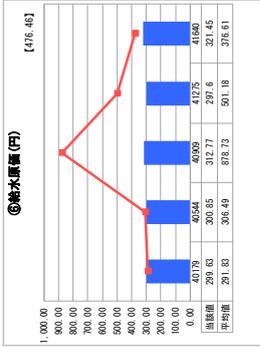
「支払能力」



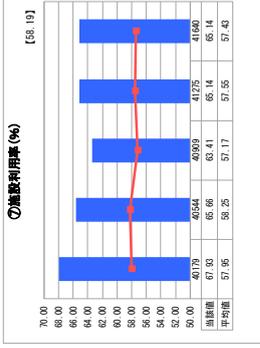
「償還期間」



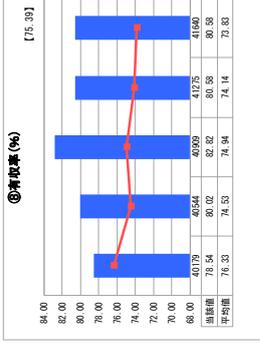
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した貯水量の効率性」

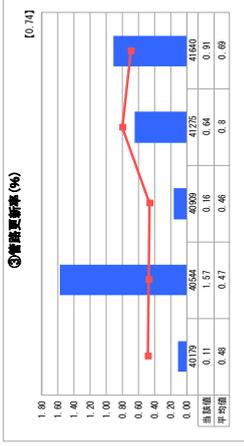
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「施設の経年化の状況」



「施設の更新改善の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①近年は、85%程度を推移しているが、若干向上傾向が見られる。平均値から比較した場合においては高い値を確保している状態である。

②該当なし

③該当なし

④近年の新規事業における影響により比率が高まっている。今後、経営改善により改善を図っていく。

⑤100%を平均値で推移しているが、平均値と比較すると相当上回っている状態である。

⑥平均と比較すると、若干低い値となり、現在においては適切な値であると分析する。

⑦平均と比較すると、高い値を示しており、適切な用率であると分析する。

⑧平均と比較すると高い有収率を確保しており、今さらには有収率を高めるため漏水対策等を行っていくことでより高い有収率確保に取り組みたい。

2. 老朽化の状況について

①該当なし

②該当なし

③毎年度施設の更新を行っており、今後の計画的に更新の更新を行っていく。

全体概括

企業価値高対給水収益が高くなっている傾向にあるため、将来的により大きな経営改善を行っていく必要性が考えられる。その他においては、類似団体と比較し健全な経営と分析できる。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の実績を基に算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

はじめに、行政区域内人口、給水区域内人口を予測し、普及率を勘案して給水人口を算出する。
給水人口と用途別の有収水量を勘案して有収水量を予測し、有収率を勘案して一日平均給水量を、一日平均給水量に負荷率を勘案して一日最大給水量を算出する。

予測した有収水量は料金収入、一日平均給水量は営業費用、一日最大給水量は施設規模に関する要素となる。

行政区域内人口 (H8) : 4,237人 ~ 「水道施設設計指針2012(日本水道協会)」の時系列傾向分析による
給水区域内人口 (H8) : 4,197人 ~ 4,237人-40人(給水区域外人口)=4,197人
普及率 (H8) : 90.0% ~ H38で90.0%
給水人口 (H8) : 3,777人 ~ 4,197人×90.0%=3,777人

予測年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
行政区域内人口(人)	4,625	4,585	4,545	4,505	4,466	4,427	4,388	4,350	4,312	4,274	4,237
給水区域内人口(人)	4,585	4,545	4,505	4,465	4,426	4,387	4,348	4,310	4,272	4,234	4,197
給水人口(人)	3,883	3,877	3,865	3,853	3,842	3,834	3,822	3,810	3,798	3,789	3,777
普及率(%)	84.7	85.3	85.8	86.3	86.8	87.4	87.9	88.4	88.9	89.5	90.0

(2) 水需要の予測

一般家庭用有収水量 (H8) : 611m³/日～給水人口×時系列傾向分析による原単位予測結果
業務用有収水量 (H8) : 397m³/日～時系列傾向分析による
その他用有収水量 (H8) : 0m³/日～実績による
有収水量 (H8) : 1,008m³/日～611m³/日+397m³/日+0m³/日=1,008m³/日
有効率 (H8) : 90.0%～H27年度の85.3%からH38年度までに90.0%
有収率 (H8) : 88.2%～有効率-有効無収率(1.8%:10年間雄平均値)
一日平均給水量 (H38) : 1,143m³/日～1,008m³/日÷88.2%=1,143m³/日
負荷率 (H8) : 68.7%～実績最小値
一日最大給水量 (H8) : 1,664m³/日～1,143m³/日÷68.72%=1,664m³/日

予測年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量											
一般家庭用(m ³ /日)	689	690	689	688	687	687	686	685	684	683	682
業務用(m ³ /日)	601	592	584	575	567	558	550	541	533	524	516
その他用(m ³ /日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(m ³ /日)	466	463	460	458	456	454	452	450	449	447	446
一日平均給水量(m ³ /日)	1,538	1,519	1,501	1,482	1,465	1,446	1,429	1,411	1,394	1,375	1,358
一日最大給水量(m ³ /日)	2,239	2,211	2,185	2,157	2,132	2,105	2,080	2,054	2,029	2,001	1,977

(3) 料金収入の見通し

今後も供給単価を実績で維持する場合、有収水量の低下により、平成38年度の料金収入は111,959千円(平成27年度実績の92%)に減少する。

料金収入(H38)=有収水量437,270m³/年×供給単価256.04円/m³=111,959千円

予測年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量(m ³ /年度)	470,850	467,930	464,645	462,258	457,710	454,425	451,140	448,716	444,205	440,555	437,270
料金収入(千円)	120,556	119,809	118,968	118,357	117,192	116,351	115,510	114,889	113,734	112,800	111,959
供給単価(円/m ³)	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04	256.04

(4) 施設の見通し

簡易水道施設・設備の内、経年化資産となるものは全体の3.2%、老朽化資産となるものは4.0%となっている。

また、管路では、経年化資産となるものは全体の4.6%、老朽化資産となるものは0.0%となっている。

現況施設の能力は、石油混入が懸念される水源を除くと1,495m³/日、含めると2,848m³/日であり、石油混入が懸念される水源を使用しなければ必要量の供給が困難となっている。

しかしながら、平成30年度以降は「厚幌ダム」を水源とする新たな浄水場の稼働により施設能力2,680m³/日となる。

(5) 組織の見直し

厚真町の水道事業は建設課の上下水道グループが担っており、主幹1名、主任1名、主事1名の合計3名が水道及び下水道事業を兼務している。担当者の年齢は若い、人事異動の対象であることから、在籍年数の長期化等をはかり、確実な技術の継承が必要である。また、職員数は水道と下水道の両方をあわせて3名しかおらず、水道事業は24時間365日、突発的な事故にも対応が必要なことから、これ以上の人員削減は避けるべきである。

3. 経営の基本方針

厚真では、平成27年10月に「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」を策定し、公表している。

まちの将来像

「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」

基本目標

- ①みのり豊かなあつま
- ②人が輝くあつま・健やかで安心なあつま
- ③快適に暮らせるあつま・みんなを支えるあつま

③快適に暮らせるあつま・みんなを支えるあつま中の快適な住環境の確保と定住促進では、『厚真地区と上厚真地区の2つの簡易水道により、町民に水道水を供給していますが、安全で安定した水道水の供給体制確立に向けて、厚幌ダムの建設、厚真川河川改修と連携して、平成30年4月の供用開始をめざし、富里地区に新浄水場の整備を推進しています。今後は、新浄水場と関連する配水管等の整備・更新による安定した水道事業の運営が求められ、より一層の効率的な管理に努めなければなりません。』と記載されており、重要な施策といえます。

また、③快適に暮らせるあつま・みんなを支えるあつま中の健全な行政運営の推進では、『柔軟・迅速な対応と限られた財源などを最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していく必要があります。そのため、行政運営のマネジメントサイクル「PDCAサイクル」により、適正な事業の進行管理を行う必要があります。』や『維持管理の負担や将来の更新費用の負担を少なくするため、公共施設の有効活用・長寿命化を計画的に行うことが重要です。』と記載されており、取り組んで行く必要があります。

一方、本町の簡易水道事業においては、2箇所の浄水場を1箇所に集約、新設するため、より厳しくなった水質基準にも容易に適合可能であるとともに、維持管理費も軽減可能となります。しかしながら、新設した浄水場の建設費用の支払いや、簡易水道創設時から布設されている配水管等の資産の更新が不可欠となってきます。

こうした事柄や現状の問題点を考慮して経営の基本方針は以下に示す通り設定します。

効率的な更新の実施

- 将来の更新事業需要の設定
- ・アセットマネジメントの実施
- ・PDCAサイクルによる更新の見直し

効率的な維持管理

- 維持管理費用の縮減
- ・民間活用等

独立採算制を目指した経営

- 普及率向上の継続
- ・水道収益の増加
- 経費負担の明確化(基準外繰入金金の検討)
- ・適正な水道料金の設定

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 H26 (決算)	前年度 H27 (決算)	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	19,494	58,473	△ 4,720	△ 666	△ 0	0	0	△ 1	0	0	△ 1	△ 0	△ 0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	前年度の(N)		20,004	5,387	667	1	0	1	1	0	1	1	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	20,004	5,387	667	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	10,000	3,756											
実質収支黒字	(P)	10,004	1,631	667	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
実質収支赤字	(N)-(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	85.2	92.8	82.5	83.1	64.7	48.4	37.6	31.2	27.4	25.8	25.3	25.0	25.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	121,779	122,485	120,643	119,896	119,055	118,444	117,279	116,438	115,597	114,976	113,821	112,887	112,046
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した不足額の資金	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額の規模	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	121,779	122,485	120,643	119,896	119,055	118,444	117,279	116,438	115,597	114,976	113,821	112,887	112,046
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計借入金残高	(W)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高	(X)	891,789	1,693,292	3,130,716	3,926,069	4,115,334	3,982,019	3,773,072	3,496,429	3,166,561	2,817,676	2,463,529	2,113,937	1,764,990
他会計繰入金	(Y)													

〇他会計繰入金

区分	年度	(単位:千円)												
		前々年度 H26 (決算)	前年度 H27 (決算)	本年度 H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		9,670	20,589	11,645	11,425	10,946	10,976	10,438	9,830	9,146	8,402	7,669	6,973	6,370
資本的収支分		0	9,996											
うち基準内繰入金		37,280	28,113	24,138	33,104	83,906	140,369	216,720	284,766	337,287	361,986	366,924	367,568	361,891
うち基準外繰入金		22,693	23,773	24,138	24,773	41,017	71,557	118,124	148,221	173,934	183,442	186,073	183,796	183,473
合計		46,950	48,702	35,783	44,529	94,852	151,345	227,158	294,596	346,433	370,388	374,593	374,541	368,261

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	統合簡易水道事業による、浄水場の竣工(平成30年度) 配水管布設替事業による、老朽管の着実な更新
-----	---

現在、浄水場の建設を進めており、規模においては平成19年度および平成24年度に実施した事業評価により、ダウンサイジングを行っている。
また、管路の布設替えにおいては、φ50mm以上を対象に耐震管を採用し、耐震化を図っている。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	基準外の繰入金の継続期間を含め一般部局との調整や料金改定の検討
-----	---------------------------------

財源(料金収入、企業債、繰入金、国庫補助など)は、次表の通り設定する。
実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生することを避けるため、不足額は基準外繰入金を得るよう想定している。
基準外の繰入金の継続期間を含め一般部局との調整や料金改定の検討が必要である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

資以外の経費は、財源(料金収入、企業債、繰入金、国庫補助など)と併せて、次表の通り設定する。

		年 度		備 考
区 分				
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	集 計
		(1)	営 業 収 益 (B)	集 計
			ア 料 金 収 入	別途算定(有収水量×現況供給単価)
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)	該当なし
			ウ そ の 他	H27と同等
		(2)	営 業 外 収 益	集 計
			ア 他 会 計 繰 入 金	別途算定(H28繰入基準による)
			イ そ の 他	総合計画
		2	総 費 用 (D)	集 計
		(1)	営 業 費 用	集 計
			ア 職 員 給 与 費	総合計画
			ウ ち 退 職 手 当	該当なし
			イ そ の 他	別途算定
		(2)	営 業 外 費 用	集 計
			ア 支 払 利 息	別途算定
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	該当なし		
	イ そ の 他	該当なし		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	集 計		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	集 計
		(1)	地 方 債	総合計画
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	該当なし
		(2)	他 会 計 補 助 金	別途算定(H28繰入基準による)
		(3)	他 会 計 借 入 金	該当なし
		(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	該当なし
		(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	総合計画
		(6)	工 事 負 担 金	該当なし
		(7)	そ の 他	総合計画
		2	資 本 的 支 出 (G)	集 計
		(1)	建 設 改 良 費	別途算定
			ウ ち 職 員 給 与 費	該当なし
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	別途算定
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	該当なし
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	該当なし
(5)	そ の 他	該当なし		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	集 計		

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現在、浄水場の建設を行っているが、その後の現段階では、大規模な更新は予定していないため、中長期的課題とする。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	2つの浄水場を1つに集約するとともに、再評価を通じてダウンサイジングを実施している。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	浄水場新設時に事業規模の見直しを行い、スペックダウンを実施している。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	配水管の布設替えに当っては、寿命の長い管路を採用する。
広域化	現在、浄水場の建設を行っているが、その後の現段階では、大規模な更新は予定していないため、中長期的課題とする。
その他の取組	現在進行している事業終了後では、大規模な更新は予定していないため、中長期的課題とする。

② 財源について検討状況等

料 金	現行料金(供給単価256.04円/㎡)で一定として検討を行った。 大規模な事業を実施しているため将来的にも基準外の繰入が必要となっている。今後は、消費税の改定等社会情勢の変化と経営の見通しを踏まえ定期的に使用料の検討を行っていく。
国庫補助金	統合簡易水道を実施中であるため国庫補助金を考慮する。
繰入 金	途中年度においては現在と同様に基準外の繰入を要する。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現在のところ有効活用可能な資産、発電策等はないが、引き続き情報収集等に努める。
その他の取組	中長期的に有効となる取り組み策について、引き続き情報収集等に努める。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

施設維持費	平成30年度および平成31年度は、委託料が高くなるため増加するが、現状と同程度の費用を想定している。
一般管理費	平成31年度以降は、公課費が高くなるため増加するが、その他は現状と同程度の費用を想定している。
浄水場管理費(厚真地区浄水場)	平成29年度までは現状と同程度とし、平成30年度からは上厚真地区浄水場の無人化に伴い、役務費の増加、委託料の増加を想定している。
浄水場管理費(上厚真地区浄水場)	平成29年度までは現状と同程度とし、平成30年度からは無人化のため、厚真地区に合算計上する。
予備費	現状と同程度の費用を計上する。
その他の取組	起債条件変更等の経費に関する事項について、引き続き情報収集等に努める。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	厚真町においては、「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」において「PDCAサイクルの確立」を図っている。 本件経営戦略に関しても、今回の計画策定(Plan)の後には、推進(Do)、点検・評価(Check)そして改善(Action)を行い、より効果的な施策の実行に結びつける。
-------------------------	--